## 令和7年度 太良町利用者負担額(保育料)一覧表

## 【3号】保育標準時間·短時間認定

上段	1人目
中段	2人目
下段	3人目以降

	階層区分			標準時間認定	短時間認定	司会弗
区分		種別	摘要	月額 (円)	月額 (円)	副食費
1			基準額	0	0	免除
生保世帯		一般	半額	0	0	
			0	0	0	
2			基準額	0	0	
市町村民税	母子等	半額	0	0	免除	
		0	0	0		
非課税世帯	非 課 税 世 帯 多子カウント 年齢制限なし		基準額	0	0	免除
		一般	半額	0	0	
			0	0	0	
3			基準額	6, 800	6, 800	
	〈一般世帯〉	母子等	半額	0	0	免除
市町村民税	《ひとり親世帯		0	0	0	
所得割課税世	等》	— 般	基準額	15, 600	15, 400	
48,600円未満	47 //		半額	7, 800	7, 700	免除
,			0	0	0	
4 — 1			基準額	6, 800	6, 800	
所 得 割 課 税		母子等	半額	0	0	免除
57, 700 円 未 満			0	0	0	
4 - 2			基準額	21, 000	20, 700	
所得割課税		一般	半額	10, 500	10, 350	免除
57, 700 円 未 満		120	0	0	0	2017
4 - 3			基準額	6, 800	6, 800	
所得割課税		母子等	半額	0, 000	0, 000	免除
72,800 円 未 満	多子カウント	1917	0	<del>0</del>	<u> </u>	元际
4 - 4	年齢制限なし		基準額	21, 000	20, 700	
	十断刑限なし	一 般	半額	10, 500	10, 350	4, 500
所 得 割 課 税 72,800 円 未 満	《ひとり親世帯 等》	ЛIX	十 <del>與</del>	10, 300	10, 330	 免除
4 - 5				6, 800	6, 800	免除
		四7年	基準額	0, 800	· •	
所 得 割 課 税 77, 101 円 未 満		母子等	半額 0	0	0	
			-	•	•	
4 - 6		40	基準額	25, 000	24, 600	4, 500
所得割課税		一般	半額	12, 500	12, 300	•
77, 101 円 未 満		一 般	0	05 000	04 000	免除
4 - 7			基準額	25, 000	24, 600	4, 500
所得割課税			半額	12, 500	12, 300	
97,000円未満			0	0	0	免除
5 — 1			基準額	32, 060	31, 600	4, 500
所得割課税			半額	16, 030	15, 800	-
133,000円未満			0	0	0	免除
5 — 2	多子カウント		基準額	37, 140	36, 630	4, 500
所得割課税	多サガワフト 年齢制限有り	一般	半額	18, 570	18, 310	
169,000円未満	十四四四四十		0	0	0	免除
6 – 1	【小学校就学前の		基準額	42, 910	42, 270	4, 500
所得割課税	子どもで判定】	一般	半額	21, 450	21, 130	
235,000円未満	, C 0 C 11/C		0	0	0	免除
6 – 2			基準額	48, 690	47, 980	4, 500
所 得 割 課 税	所 得 割 課 税 301,000円未満 7 所 得 割 課 税	一 般	半額	24, 340	23, 990	
			0	0	0	免除
7		一 般	基準額	61, 990	61, 060	
所得割課税			半額	30, 990	30, 530	4, 500
397, 000円未満			0	0	0	
8			基準額	63, 190	62, 210	
所得割課税		一般	半額	31, 590	31, 100	4, 500
397,000円以上		734	0	01,000	01, 100	
				『のたみ/2 本別は何	, and the second	フロドハ

●3歳以上児は令和元年10月から『幼児教育・保育無償化』のため保育料は無料です。

## ≪多子軽減について≫

- ◇階層区分『1』から『4-2』の方と『4-3・4-5』の方は、兄または姉の年齢制限なしで第1子、第2子と判定し、
- 第2子は半額(<u>階層区分2までの方</u>または<u>ひとり親世帯の方</u>は<u>**0円**</u>)、第3子以降は0円となります。 ◇階層区分『4-4』から『8』の方(『4-5(母子等)』を除く)は、小学校就学前の子どもで第1子、第2子と判定し、 第2子は半額、第3子以降は0円となります。
- ◆『母子等』とは、『ひとり親世帯』のほか、『障害児(者)同居世帯』も含みます。
- ※階層区分は、4月から8月までは前年度の市町村民税所得割課税額、9月から3月までは当年度分の市町村民税所得 割課税額により決定します。